

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する  
意見聴取について（依頼）」に対する関係地方  
公共団体の長、関係利水者の回答について

平成 24 年 12 月

国土交通省 四国地方整備局

国四整企画第51号  
国四整河計第34号  
平成24年11月29日

高知県知事 殿

四国地方整備局長



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について(依頼)

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、四国地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「検証要領細目」という。)に基づき、検証に係る検討を行っており、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「横瀬川ダム建設事業の対応方針(原案)」を記載した別添資料「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」(以下、報告書(原案)案という。)を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3 1 (2)に定める意見聴取として、報告書(原案)案に対する貴職のご意見について、平成24年12月6日(木)までに、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出に当たっては、河川法第16条の2に準じていただきますようお願いいたします。

※ご意見の送付先(◎)・問い合わせ先

四国地方整備局	企画部	企画課	企画第一係
	電話		087-811-8308
	FAX		087-811-8408
◎ 河川部	河川計画課	河川環境係	
	電話		087-811-8317
	FAX		087-811-8417



24高河川第494号  
平成24年12月5日

四国地方整備局長 様

高知県知事



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について（回答）

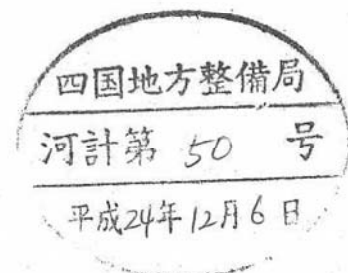
平成24年11月29日付け国四整企画第51号、国四整河計第34号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

なお、今回の意見提出に当たり、関係市長の意見を聴取しておりますので、あわせて提出します。

記

「横瀬川ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）については、異存ありません。

今後は、一日も早く対応方針を決定して、流域の浸水被害の軽減および四万十市の上水道の安定的な供給を確保するため、横瀬川ダムの早期完成に向け取り組んでいただくよう、お願いします。



24 四 建 第145号

平成24年11月30日

高知県知事 尾崎 正直 様

四万十市長 田 中 全



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討 報告書（原案）案  
に対する意見について（回答）

平成24年11月29日付け、24高河川第482号で照会のありました上  
記の件について、別紙のとおり回答します。

# 横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する

## 関係市町村長の意見

市町村名：四万十市

---

### 意 見

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」については、異存ありません。

治水、利水対策としてダム建設の継続が最も有利とする総合評価は、関係自治体として最良の結果と考えます。

早期に横瀬川ダムが完成することを強く望みます。

宿建第618号  
平成24年12月4日

高知県知事

宿毛市長



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討  
報告書（原案）案に対する意見について（回答）

平成24年11月29日付け24高河川第482号で照会のありました標記事項  
について、別紙のとおり回答します。

横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討  
報告書（原案）案に対する関係市町村長の意見

市町村名：宿毛市

意 見

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討 報告書（原案）案」につきましては、意見はありません。

流域の治水安全度を高めるためには、河川のピーク水位を下げるためにも横瀬川ダムの建設をお願いしたい。

同時に、中筋川ダム完成後に頻発している宿毛市東部地域の内水洪水の現状について、内水洪水と中筋川ダムの洪水調節後の放流との関係を調査・検討していただき、横瀬川ダム建設と並行して具体的な洪水防止策を進めていただきたい。

国四整河計第35号  
平成24年11月29日

四万十市長 殿

四国地方整備局長



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について(依頼)

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、四国地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「検証要領細目」という。)に基づき、検証に係る検討を行っており、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「横瀬川ダム建設事業の対応方針(原案)」を記載した別添資料「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」(以下、報告書(原案)案という。)を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3 1 (2)に定める意見聴取として、報告書(原案)案に対する貴職のご意見について、平成24年12月6日(木)までに、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

※ご意見の送付先(◎)・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係  
電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

◎ 河川部 河川計画課 河川環境係

電話 087-811-8317

FAX 087-811-8417



24 四 建 第144号  
平成24年11月30日

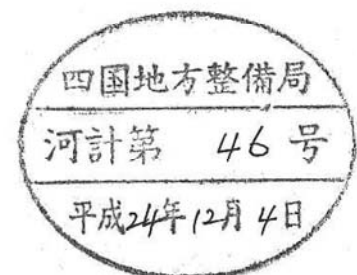
国土交通省四国地方整備局長  
川崎 正彦 様

四万十市長 田中 全



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について（回答）

平成24年11月29日付け、国四整河計第35号で依頼のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



## 横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する

### 意見照会について

市町村名：四万十市

#### 意 見

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」の最も有利な案は「横瀬川ダム案」とする結果について、四万十市として異存ありません。

四万十市の衛生的な飲料水の安定確保のため、横瀬川ダムの早期完成を強く要望いたします。